



10月は、「土地月間」です。 土地関係施策についての理解を深めましょう！

土地売買等の届出（国土利用計画法）

一定面積以上の土地の取引をした場合は、国土利用計画法に基づき、権利取得者は契約を締結した日から起算して2週間以内に、市を経由して県知事に届け出なければなりません。

◇届出が必要な面積

区 分	取引面積
市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域（市街化調整区域、非線引き都市計画区域）	5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

土地の先買い制度（公有地の拡大の推進に関する法律）

土地の先買い制度とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県や市などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

次の土地を譲渡する場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに、市に届け出なければなりません。

◇届出が必要な面積

区 分	取引面積
都市計画決定された道路、公園、河川などの区域内の土地	200㎡以上
道路法、都市公園法、河川法により計画決定された区域内にある土地等	
市街化区域内の土地	5,000㎡以上
非線引き都市計画区域内の土地	10,000㎡以上

また、次の土地を県や市などに対して買い取りを希望される場合には、市に申し出ることができます。ただし、県や市などが必要と判断した場合のみ買い取ることになります。

◇申出ができる面積

区 分	取引面積
都市計画区域内の土地	200㎡以上
都市計画区域外の都市計画決定された道路、公園、河川などの区域内の土地	

なお、買取協議成立により県や市へ売却した場合、土地の譲渡所得に課される所得税等に関して、特別控除を受けることができます。

特別控除の要件などについては、所轄の税務署へ相談してください。

低未利用地譲渡の租税の特例措置（租税特別措置法）

個人が5年以上所有していた次の要件に該当する低未利用地（他の土地と比較すると利用されていない空き地、空き家など）を別の個人に譲渡した場合、租税特別措置法に基づき長期譲渡所得の金額から100万円を控除する制度があります。

なお、制度の適用には他の要件があるほか、別の特例措置を受ける場合などに本制度を利用できない場合がありますので、ご注意ください。

低未利用地の所在	取引期間	譲渡額
用途地域内	令和5年～令和10年中*	800万円以下
市街化調整区域、または、左記以外の都市計画区域内	令和2年～令和10年中*	500万円以下

※令和8年度の税制改正で期限が延長され、令和10年12月31日までの契約が対象になりました。

▶都市計画課（☎64・3223）



10月はため池クリーンキャンペーン月間

本市には201カ所ものため池があります。農業用水としての利用や洪水調整、景観形成など多面的な機能を持ち、地域の貴重な財産です。

ため池を美しく安全に維持するため、10月は各地で清掃・保全活動を行います。

▶農地整備課（☎64・3159）、光都土地改良センター（☎0791・58・2215）



10月は「造血幹細胞移植普及推進月間」です

毎年10月に実施しておりました「骨髄バンク推進月間」は、今年度から「造血幹細胞移植普及推進月間」へ変わります。造血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの血液疾患に対する重要な治療法です。

「造血幹細胞移植普及推進月間」は、造血幹細胞移植に関する皆さんのご理解、ドナーの確保、移植に使われやすいさい帯血の確保を目的としています。

毎年、数万人が白血病などの重い血液の病気と診断され、そのうち約2,000人の方が骨髄バンクドナーからの移植を必要としています。

移植には患者とドナーの白血球の型が適合することが必要ですが、その確率は数百～数万分の一です。

たとえ適合しても、ドナーの健康状態などが整わなければ、移植は実現しません。

移植を希望する全ての患者さんが移植の機会を得られる

よう、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。

皆さんのご協力をお願いします。

公益財団法人骨髄バンクの
ホームページはこちらから



骨髄・末梢血管細胞の提供者に助成金を交付します

対 象 者 市内在住の方

助 成 対 象

- ① 健康診断のための通院
- ② 自己血の採血および保存のための通院
- ③ 骨髄等の採取のための入院
- ④ その他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院または入院

※ 骨髄等の採取のための手術その他の骨髄等の提供に係る医学的処置によって生じた健康被害に係る治療のためのものは除きます。

助 成 金 額

1日当たり2万円（1回の骨髄等の提供につき10日を上限）

申 請 期 限

骨髄等を提供した日から起算して1年以内

申 請 ・ 問 い 合 せ 先

健康課（はつらつセンター内）
（☎63・2112）



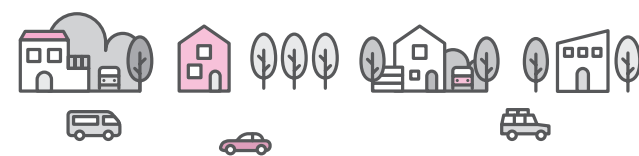
ご存じですか？市街化調整区域での建築のこと

市街化調整区域では、建物を建築できないと思いませんか？市街化調整区域でも、兵庫県が設けている基準に合致すれば、住宅や店舗を新築できるほか、空き家や空き店舗などを活用することもできます。

さらに、本市では、兵庫県の制度を活用して建築規制を緩和しているエリアもあり、市街化調整区域の活性化と地域の特性に合ったまちづくりを進めています。

主な事例を紹介します。それぞれ建てようとする場所や人などに基準がありますので、詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

なお、最終的な可否の判断は兵庫県が行います。



▶都市計画課（☎64・3223）

建築できる主な店舗など

- ・小規模な食品小売店、喫茶店、飲食店、理美容店、福祉施設、クリニック
- ・観光資源を活用する店舗【注】
- ・地場産業の工場、農林水産物の加工場、物流業の倉庫【注】

建築できる主な住宅

- ・一次産業従事者のための住宅
- ・集落内にある先祖から所有している土地に建てる住宅
- ・市街化調整区域に10年以上居住していた方（Uターン者も含む）が近隣に建てる住宅【注】

空き家等の利活用

- ・居住者が限定されている住宅から誰でも居住できる住宅に変更
- ・住宅から事務所、カフェ等に変更
- ・空き工場から事務所に変更

【注】建築できるエリアが限定されています。

